

岡山大学医学部保健学科放射線技術科学専攻同窓会規約

(総則)

第1条 本会は岡山大学医学部保健学科放射線技術科学専攻同窓会と称し、愛称を「ほおゆう」とする。

第2条 本会の事務所は岡山大学病院医療技術部放射線部門内におく。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に尽くすことを目的とする。

(会員)

第4条 会員は通常会員、特別会員及び名誉会員とする。

1. 岡山大学医学部保健学科放射線技術科学専攻ならびにその前身校の卒業生及び岡山大学大学院保健学研究科保健学専攻放射線技術科学分野の修了生を通常会員とする。
2. 岡山大学医学部保健学科放射線技術科学専攻の教員のうち通常会員でない者を特別会員とする。
3. 永年にわたり、本会のために尽くし、その功績顕著な者を役員会の議を経て名誉会員とする。

第5条 会員は住所、氏名、勤務場所等に異動を生じたときは、その都度本会事務所にその旨を通知しなければならない。

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計監査 2名
4. 評議員 各卒業年次1名（但し、専攻科及び昭和45年次は除く）
5. 会計 1名
6. 書記 1名

第7条 本会は名誉会員及び特別会員のうちより顧問を委嘱することができる。

第8条 会長、副会長、会計監査は総会で選任し、評議員は各年次会員で互選し、会長が委嘱する。会計、書記は評議員中より選出する。

第9条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わる。

・
・
・

附則 1. 本会則に関する細則は別に定める。

2. 本会則は平成22年6月13日より施行する。

細則 1. 第4条1項の前身校とは以下のものとする。

岡山大学医学部附属診療エックス線技師学校

岡山大学医学部附属診療エックス線技師学校専攻科

岡山大学医学部附属診療放射線技師学校

岡山大学医療技術短期大学部診療放射線技術学科